

■多羅尾区避難計画（案）

多羅尾区 避難計画

平成 26 年 1 月

多羅尾区

【目次】

1. 風水害防災計画の目的	1
1.1 目的	1
1.2 趣旨	1
1.3 役員体制	1
2. 本計画の作成日	1
3. 自主防災組織	2
3.1 組織	2
3.2 防災協力員の役割	5
4. 多羅尾区の避難所	6
4.1 各組各班の一次避難所(平成 25・26 年度)	6
4.2 二次避難所	6
5. 防災情報	7
5.1 あいこうか緊急メール	8
5.2 滋賀県土木防災情報システム (SISPAD)	9
5.3 しらしがメール	10
5.4 川の防災情報	11
6. 多羅尾区の避難の目安	12
6.1 甲賀市より発令される避難情報と住民が取るべき行動	12
6.2 自主避難の目安	13
7. 避難の判断と行動	18
7.1 大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報が発表されたとき	18
7.2 避難準備情報が発令されたとき	18
7.3 避難勧告、避難指示が発令されたとき	18
7.4 自主避難の実施(自主避難の目安を超えたとき)	18
7.5 逃げ遅れたとき	18
7.6 多羅尾区動員体制(風水害時災害対策)	19
7.7 各組の避難行動	20
8. 多羅尾区防災協力員の任務と心得	21
8.1 災害発生時の活動	21
8.2 平常時の活動	24
9. 防災訓練	25
10. 資機材の管理・補充	25
11. 多羅尾区避難計画の更新	25

1. 風水害防災計画の目的

1.1 目的

洪水・土砂・地震災害が起きたときに、区民全員が安全に避難を実施するためには、市から発令される避難情報や区で決定した避難の目安、区内での連絡体制等を区の全ての住民が把握しておく必要がある。

そこで、これら避難に係わる情報を整理し、「自分たちの生命・財産・地域は自分たちで守る」ために活用するため多羅尾区避難計画を作成する。

なお、この避難計画書に記載の一次避難、二次避難に関わらず、次項の趣旨にも記載のとおり、『住民に人命を守る』ことを第一に、大雨や河川の増水が予想される場合は早期の自主避難を行うものとする。

1.2 趣旨

洪水・土砂災害の発生の恐れが生じたとき、本計画に沿って対応し、区から人身災害を出さないことを理念とする。

1.3 役員体制

本区においては、以下のような役員を災害対策本部の役職とし、任務を遂行しなければならない。

災害対策本部長	当該年度の区長
災害対策副本部長	当該年度の副区長及び会計
	当該年度の消防分団長及び防災協力員隊長
災害対策部員	当該年度の各組長及び副組長
	当該年度の消防団員及び防災協力員

2. 本計画の作成日

本計画書の初版は、平成 26 年 1 月 31 日である。

3. 自主防災組織

3.1 組織

多羅尾区防災協力員名簿（平成 25・26 年度）

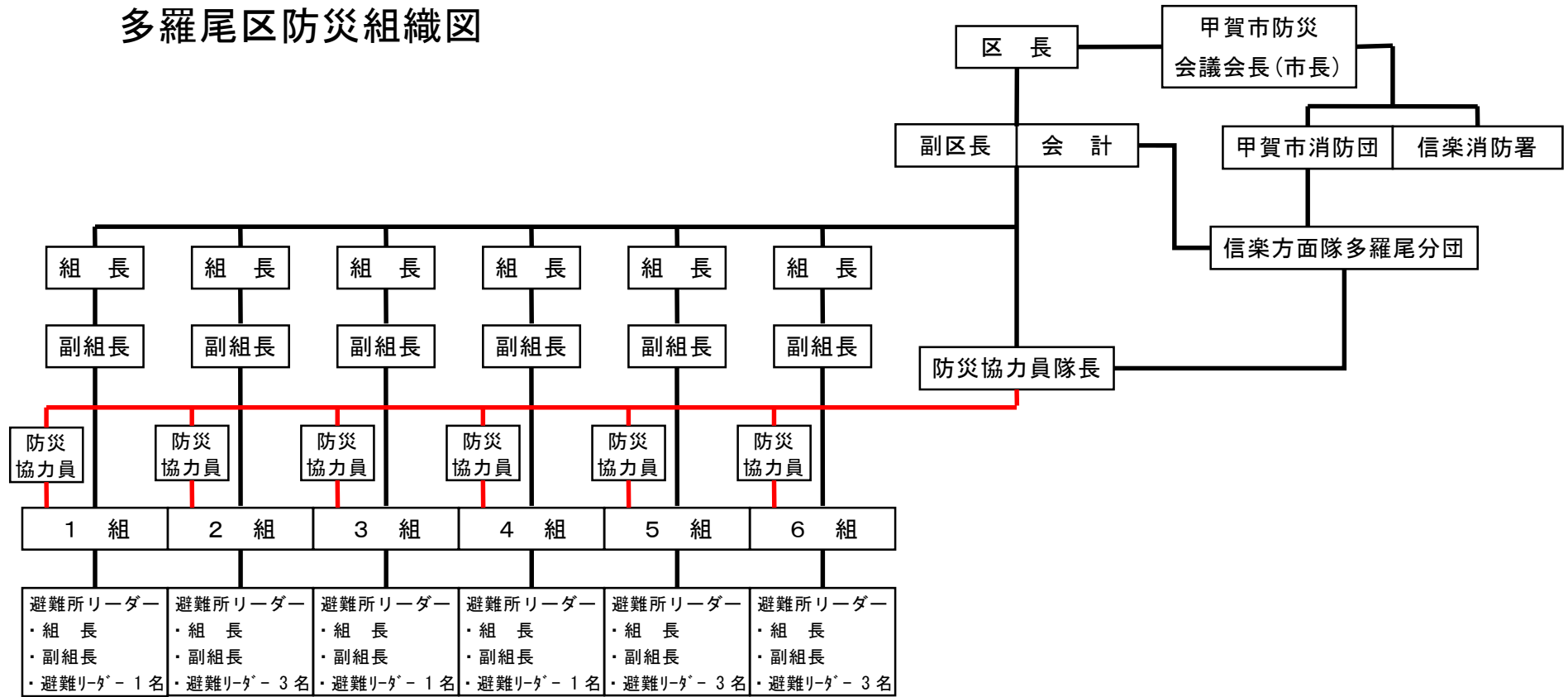
	氏 名	担 当	電話番号	備 考
区長	●● ●●	本部	●●●●●●	
副区長	●● ●●	本部	●●●●●●	
会計	●● ●●	本部	●●●●●●	
担当部長	●● ●●	情報係班長	●●●●●●	1 組組長
担当副部長	●● ●●	情報係副班長	●●●●●●	4 組組長
担当部員	●● ●●	情報係(整理)	●●●●●●	1 組副組長
1組	●● ●●	情報係	●●●●●●	
	●● ●●	避難誘導係	●●●●●●	
2組	●● ●●	初期消火係	●●●●●●	
	●● ●●	初期消火係	●●●●●●	
3組	●● ●●	隊 長	●●●●●●	
	●● ●●	給食・給水係	●●●●●●	
4組	●● ●●	救出救護係	●●●●●●	監事
	●● ●●	給食・給水係	●●●●●●	
5組	●● ●●	救出救護係	●●●●●●	
	●● ●●	初期消火係	●●●●●●	
6組	●● ●●	情報係	●●●●●●	
	●● ●●	避難誘導係	●●●●●●	

注) 区の役員変更等に応じて適宜見直す。

多羅尾区 役員名簿（平成 25・26 年度）

役 職	氏 名	電話番号	携帯電話番号	会務分担
区長	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	本部
副区長	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	本部
会計	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	本部
1組組長	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	環境・防災対策部長
1組副組長	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	環境・防災対策部
2組組長	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	福祉推進部長
2組副組長	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	福祉推進部
3組組長	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	文化・産業振興部長 及び財産管理部長
3組副組長	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	教育・広報部
4組組長	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	環境・防災対策副部長
4組副組長	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	文化・産業振興部 及び財産管理部
5組組長	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	教育・広報副部長 共聴会計
5組副組長	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	文化・産業振興副部長 及び財産管理副部長
6組組長	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	教育・広報部長
6組副組長	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	福祉推進副部長
監事	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	代表監事
	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	
	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	

多羅尾区防災組織図



3.2 防災協力員の役割

多羅尾区の防災協力員の係は以下のとおりであり、その任務を遂行するものとする。

防災協力員隊長		
班	任 務	構 成 員
初期消火係	出火などの災害発生防止(二次災害を含む)、初期消火などの防御活動、土嚢等の水防活動	3名
情 報 係	災害情報の収集と関係先などの通報連絡、広報活動	2名
避難誘導係	人員の掌握と避難誘導活動、交通等の安全活動	2名
救出救護係	負傷者の救出救護活動	2名
給食・給水係	水・食料の確保及び配分、炊き出しなどの活動	2名

4. 多羅尾区の避難所

各組の一次避難所及び多羅尾区の二次避難所は次のとおりとする。ただし、毎年見直しを行うものとする。

4.1 各組各班の一次避難所(平成 25・26 年度)

組		避難所	所在地	電話番号	避難所リーダー※
1組	1	1組集会所	●●●●●●●●	—	●● ●●
	2	天理教会	多羅尾 2441	0748-85-0202	●● ●●
	3	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●● ●●
2組	1	2組集会所	●●●●●●●●	—	●● ●●
	2	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●● ●●
	3	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●● ●●
	4	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●● ●●
3組	1	多羅尾小学校	多羅尾 2012	0748-85-0004	●● ●●
	2	浄顕寺	多羅尾 1975	0748-85-0123	●● ●●
4組	1	4組集会所	●●●●●●●●	—	●● ●●
	2	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●● ●●
5組	1	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●● ●●
	2	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●● ●●
6組	1	六呂川住宅集会所	多羅尾 972	—	●● ●●
	2	6組集会所	●●●●●●●●	—	●● ●●
	3	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●● ●●
	4	●● ●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●● ●●

※) 組長、副組長、防災協力員を基本とし、一次避難所ごとに決めておく。

4.2 二次避難所

避難所名	所在地	電話番号	備考
多羅尾小学校	多羅尾 2012	0748-85-0004	

5. 防災情報

パソコン、携帯電話を利用して入手できる河川情報および入手先

1) あいこうか緊急メール

パソコン (<http://www.city.koka.lg.jp/3809.htm>)

地域の安全・安心対策を推進するため、災害情報や目撃情報、注意報等をいち早くメール配信する。メール配信の申込み（登録）をすると、希望する情報が配信される。



2) 滋賀県土木防災情報システム (SISPAD)

パソコン (<http://shiga-bousai.jp/>)

携帯電話 (<http://shiga-bousai.jp/mobile/>)

滋賀県内の観測所の雨量や河川水位、これまでの降雨分布状況と予想される降雨分布状況、気象警報、土砂災害警戒情報、地震津波情報などを見ることができる。



3) しらしがメール

パソコン (<http://www.pref.shiga-info.jp>)

携帯電話 (entry@pref.shiga-info.jp)

滋賀県では、防災・防犯等の身の回りの危険に関する情報を、希望者へ電子メールで配信している。あらかじめユーザ登録すると、携帯電話やパソコンに情報が届く。



4) 国土交通省「川の防災情報」

パソコン (<http://www.river.go.jp/>)

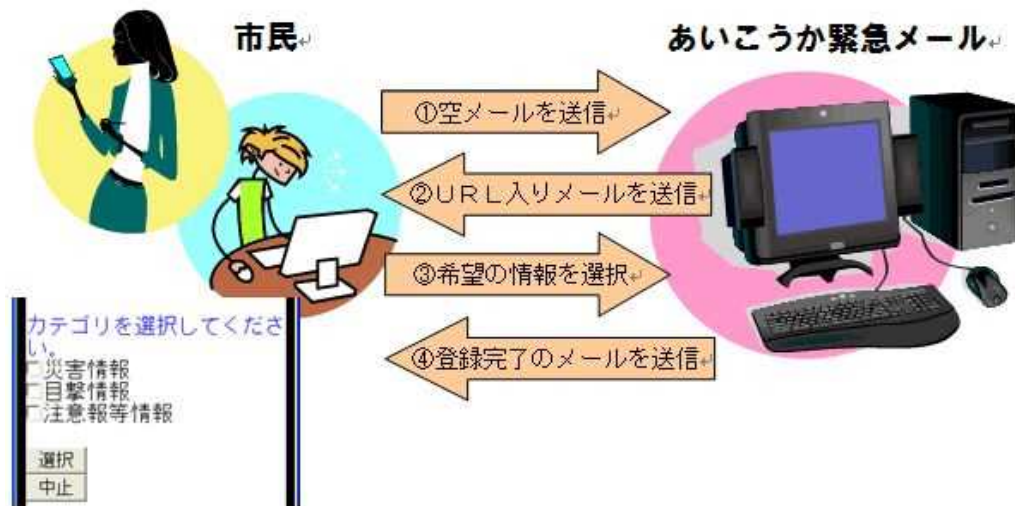
携帯電話 (<http://i.river.go.jp/>)

滋賀県内の観測所の雨量や河川水位、これまでの降雨分布状況などを見ることができる。



5.1 あいこうか緊急メール

甲賀市では、「あいこうか緊急メール」という取り組みをしており、登録した地域住民に災害や防犯等の情報を電子メールで配信している。



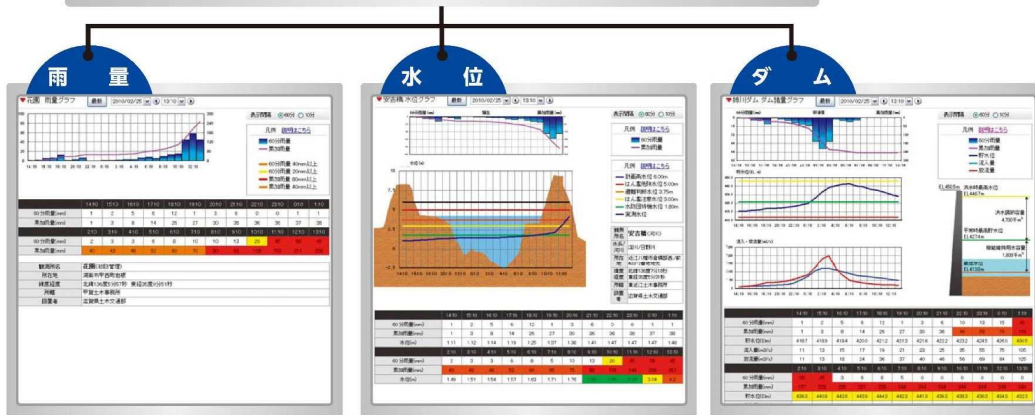
あいこうか緊急メール 登録・利用方法

5.2 滋賀県土木防災情報システム（SISPAD）

県では、SISPAD（滋賀県土木防災情報システム）において、水位観測局で観測された各河川の水位や雨量観測局で観測された雨量を公開している。SISPAD での情報配信例を示す。

■ 地域の観測情報を確認する

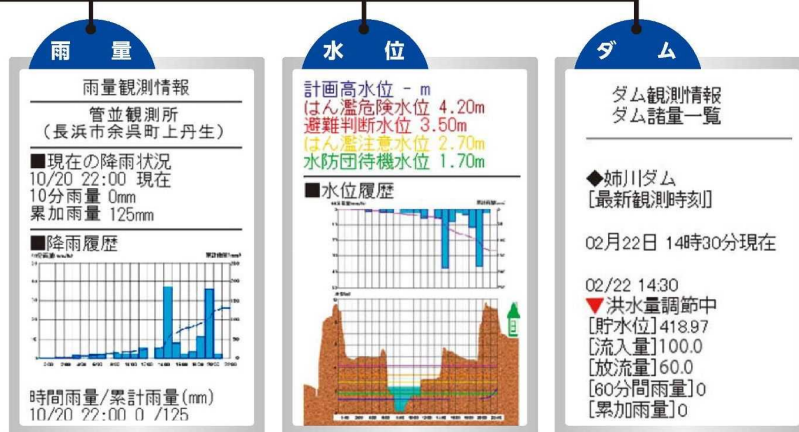
● パソコンで見る <http://shiga-bousai.jp>



● 携帯電話で見る <http://shiga-bousai.jp/mobile>



◀ 二次元バーコード読み取り機能付き携帯電話では、左の画像を読み取りアクセス下さい。



注：画面ははめ込みです。実際の画面とは一部異なる表示があります。

5.4 川の防災情報

国土交通省では「川の防災情報 (<http://www.river.go.jp/>)」において、水位観測局で観測された各河川の水位や雨量観測局で観測された雨量を公開している。川の防災情報の情報配信例を示す。

「観測所選択」画面の表示について
 っているものが多く見られます。欠測表示となってもクリックすることによりデ

国土交通省
川の防災情報

レーダ雨量
 テレメータ
 雨量・水位・水質・積雪
 ダム情報
 洪水予報等
 水防警報
 ダム放流通知
 Q&A・問い合わせ
 お知らせ
 利用における注意事項
 リンク集

携帯版もご利用ください。
<http://iriver.go.jp/>

XバンドMPLレーダ雨量情報
 試験運用実施中
XRAIN
 XバンドMPLレーダ雨量情報 (試験運用)

北海道 東北 関東 北陸 中部 近畿 中国 四国 九州 沖縄

全国レーダ雨量

「洪水予報・水位周知河川」
 情報発表状況

地方	洪水予報 水位周知河川
北海道	発表なし
東北	発表なし
関東	発表なし
北陸	発表なし
中部	発表なし
近畿	発表なし
中国	発表なし
四国	発表なし
九州	発表なし

凡例
 ■ はん濇発生情報
 ■ はん濇危険情報
 ■ はん濇警戒情報
 ■ はん濇注意情報
 ■ 解除

国土交通省管理の河川を対象としています。

気象警報・注意報
 新燃岳噴火に関する
 お知らせ

雨量凡例
 ■ 100mm/h~
 ■ ~100mm/h
 ■ ~50mm/h
 ■ ~20mm/h
 ■ ~10mm/h
 ■ ~5mm/h
 ■ ~1mm/h
 □ 0mm/h
 ■ 欠測

2012/12/21 11:05

国土交通省 川の防災情報 情報配信例

6. 多羅尾区の避難の目安

6.1 甲賀市より発令される避難情報と住民が取るべき行動

種類	発令の目安	住民の皆さんがとるべき行動
避難準備情報 (要援護者避難)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の発生する可能性が高まった状況。 ○災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時要援護者、特に避難行動に時間を要する者は、地域の指定された避難場所、避難所への避難行動を開始する。 ○災害時要援護者の避難を支援する者（避難支援者）は支援行動を開始する。 ○避難に時間を要しない者は、家族等との連絡や非常持出品の用意など避難準備を行う。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の発生する可能性が明らかに高まった状況。 ○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。 	<ul style="list-style-type: none"> ○通常の避難行動がとれる者は、指定された避難場所への避難行動を開始する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○地域特性等を考慮し災害が発生し人的被害が生じる危険性が非常に高いと判断された状況。 ○前兆現象や現在の切迫した状況、及び堤防が近接しているなど。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了。 ○未だに避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、無理に避難行動をとることで生命を危険にさらすおそれを増幅させないように、建物の2階以上に避難するなど生命を守る最低限の行動をとる。

6.2 自主避難の目安

これまでの災害経験から自主避難の目安を設定した（多羅尾区防災マップ参照）。

災害時利用による改善点が明らかになった場合や、地区の状況の変化等により自主避難の目安を変更する必要がある時は、防災マップも含めて更新する。

各組共通

(1) 自主避難の実施

本避難計画書の趣旨である『住民に人命を守る』ことを第一に、大雨や河川の増水が予想される場合は各自の判断で早期の自主避難を行うものとする。

(2) 災害時要援護者の早期の自主避難の実施

災害時要援護者や高齢、障害等のため自力での避難移動が困難な者については、避難準備情報発令時点で避難支援者の支援により避難を始める。この場合、自動車での移動が可能な場合は車で移動してもよいものとする。また一次避難所の状況や避難者の状態によっては、直接二次避難所である多羅尾小学校へ避難する。

特に二次避難所までの距離がある5組及び6組については、早めの避難を開始する。

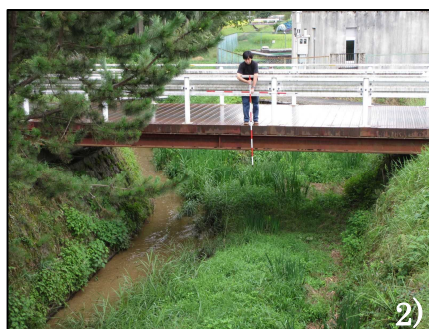
(3) 自主避難を行った場合の連絡

自主避難を行った場合は、必ず組長へ自主避難を行った旨を報告する。

1、2組の自主避難の目安

(1) 水害経験から設定した自主避難の目安

- 1)防災マップ（1組）写真-5の谷からの流出で、水路が満杯になっている状態のとき
- 2)不動谷への道路上に水が溢れる状態となったとき
- 3)用水路が溢れそうになったとき



▶「多羅尾地区防災マップ-1組」写真-5



(2) 自主避難の目安となる場所については、防災訓練を実施する時期に、総点検を行い、適切な維持管理を行う。

項目	箇所	目安の更新・再設置の基準
河川水位	・ゴミ置き場 ・〇〇宅 前	年4回の奉仕活動で河川の清掃・草刈り (6・7・8・10月 4回/年)

3組の自主避難の目安

(1) 水害経験から設定した自主避難の目安

- 1) 〇〇宅前の大戸川の水量が半分以上になれば注意する。
- 2) 〇〇宅前の大戸川の水量が 2/3 以上になれば組長へ連絡する。
- 3) 水位が上がって危険な状況になれば組長へ連絡する。



(2) 自主避難の目安となる場所については、防災訓練を実施する時期に、総点検を行い、適切な維持管理を行う。

項目	箇所	目安の更新・再設置の基準
河川水位	・JA 前的大戸川	年4回の奉仕活動で河川の清掃・草刈り (6・7・8・10月 4回/年)

4組の自主避難の目安

(1) 水害経験から設定した自主避難の目安

- 1) 区役員による危険箇所の見回りにより、危険と判断されたとき
- 2) (4組集会所付近で) 大戸川 (写真 1) の水位が 2/3 程度以上になったら、大戸川へ流入する小水路 (写真 2) は溢れている状態であり、山腹部では土砂崩れが始まっている可能性がある。



▶ 写真 1) 4組集会所付近



▶ 写真 2)
左写真 1) で水位が 2/3 になると小水路は溢れる

- (2) 自主避難の目安となる場所については、防災訓練を実施する時期に、総点検を行い、適切な維持管理を行う。

項目	箇所	目安の更新・再設置の基準
河川水位	・〇〇宅前～〇〇宅までの道路沿い ・〇〇宅～組集会所までの道路沿い	年 4 回の奉仕活動で河川の清掃・草刈り (6・7・8・10月 4回/年)

5組の自主避難の目安

(1) 水害経験から設定した自主避難の目安

1)大雨（洪水）警報が発表された場合、以下の地点の河川状況を確認する。

- ・ 1時間 60mm 程度になれば〇〇宅前
- ・ 1時間 100mm 程度になれば〇〇宅前



▶ 写真 1)
「多羅尾地区防災マップ-5組」写真-8



▶ 写真 2)
「多羅尾地区防災マップ-5組」写真-2

(2) 自主避難の目安となる場所については、防災訓練を実施する時期に、総点検を行い、適切な維持管理を行う。

項目	箇所	目安の更新・再設置の基準
河川水位	・ 交番前	年4回の奉仕活動で河川の清掃・草刈り (6・7・8・10月 4回/年)

6組の自主避難の目安

(1) 水害経験から設定した自主避難の目安

- 1) 中尾橋付近の水位上昇
- 2) ○○宅から富士ファイン手前の斜面崩れ
- 3) ○○宅付近の山手から出水



(2) 自主避難の目安となる場所については、防災訓練を実施する時期に、総点検を行い、適切な維持管理を行う。

項目	箇所	目安の更新・再設置の基準
河川水位	・ 中尾橋 ・ 下垣外橋	年4回の奉仕活動で河川の清掃・草刈り (6・7・8・10月 4回/年)

7. 避難の判断と行動

7.1 大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報が発表されたとき

- ・テレビやラジオを見聞きして、気象や避難の情報に注意
- ・テレビやインターネット、携帯電話で、雨量や河川水位、予測雨量を確認
- ・近くの避難の目安箇所の状況を確認（十分気をつけて無理をしない）
- ・避難の目安を超えたことを確認したとき、対策本部（区役員）に連絡

7.2 避難準備情報が発令されたとき

- ・市より、「防災情報端末」等で住民に「避難準備情報の発令」を放送
- ・確認のため、対策本部より全戸に「避難準備情報の発令」を連絡
- ・住民は避難準備をする（いつでも避難できるようにする）
- ・避難に時間を要する住民（災害時要援護者）の避難支援者は、災害時要援護者の方の自宅へ集合し、一次避難を開始する。避難完了後、組長へ「携帯電話」で連絡

7.3 避難勧告、避難指示が発令されたとき

- ・市より、「音声放送端末」等で住民に「避難勧告(指示)の発令」を放送
- ・確認のため、対策本部より全戸に「避難勧告(指示)の発令」を連絡
- ・各組の組長と副組長は、協力し、組の住民へ一次避難するように声かけで指示
- ・住民は、組長、副組長、避難所リーダー、消防団の指示に従い、一次避難所へ速やかに避難
- ・組長は、区の名簿を用い、避難所で組の住民の安否確認を実施し、対策本部へ「携帯電話」で報告

7.4 自主避難の実施（自主避難の目安を超えたとき）

- ・対策本部は、消防団や住民より「自主避難の目安を超えた」と連絡が入ったとき、「屋外拡声器」で全戸に「自主避難の目安を超えたので、一次避難を開始するよう」に放送
- ・各組の組長と副組長は、協力し、組の住民へ一次避難するように声かけで指示
- ・一次避難所となっている集会所等の管理者は、避難所が利用できるようカギを開ける。
- ・住民は、組長、副組長、避難所リーダー、消防団の指示に従い、組ごとに決められた一次避難所へ速やかに自主避難（二次避難所は避難準備情報発令時に開設されるため、自主避難時には避難所に入れない）
- ・住民は、組ごとに決めた一次避難所へ避難後、市や対策本部からの災害情報に注意する
- ・住民は、市より「避難準備情報の発令」が放送されたことを確認後、組長、副組長、消防団の指示に従い、一次避難所へ速やかに自主避難

7.5 逃げ遅れたとき

- ・無理に避難行動をとることで生命を危険にさらすおそれを増幅させないよう、建物の2階以上に避難するなど生命を守る最低限の行動をとる。

7.6 多羅尾区動員体制（風水害時災害対策）

	体制決定基準	動員体制	配備内容	住民の行動
注意体制	<p>★次の気象注意報が発表された時</p> <p>①大雨注意報 ②洪水注意報 ③大雪注意報</p>	<p>☆役員・その他の動員は一応考えない</p>	<p>連絡</p> 	<p>★気象情報、雨量・河川水位に注意</p>
警戒1号体制	<p>★次の気象警報が区域に1以上発表された時</p> <p>①暴風警報 ②大雨警報 ③洪水警報 ④暴風雪警報 ⑤大雪警報 ⑥土砂災害警戒情報</p>	<p>☆区三役 ☆その他の役員は自宅待機</p>	<p>☆区役員の情報連絡が円滑に行える体制</p> <p>◎実施責任者＝区長</p> <p>○消防団：分団長、副分団長器具庫待機</p>	<p>★気象情報、雨量・河川水位に注意</p> <p>★避難情報に注意</p>
警戒2号体制	<p>★次の気象警報が区域に1以上発表され、河川の水位が上昇してきた時</p> <p>①暴風警報 ②大雨警報 ③洪水警報 ④暴風雪警報 ⑤大雪警報 ⑥土砂災害警戒情報</p> <p>★台風が接近し、市区に襲来が予測される時</p> <p>★火災警報が発せられ、区長が必要と認めた時</p>	<p>☆区三役及び区四部長 ☆消防分団長 ☆その他の役員は自宅待機 (区外勤務役員についての連絡対応)</p>	<p>☆注意体制を強化し事態の推移により災害対策本部の設置に備える体制</p> <p>◎実施責任者＝区長</p> <p>○消防団：幹部(班長以上)器具庫待機</p>	<p>(避難準備情報発令レベル程度)</p> <p>★気象情報、雨量・河川水位に注意</p> <p>★避難情報発令に注意</p> <p>★自主避難の施</p> <p>★避難準備</p>
災害警戒本部体制	<p>★次の気象警報が区域に1以上発表され、かつ災害の発生が予想される時</p> <p>①暴風警報 ②大雨警報 ③洪水警報 ④暴風雪警報 ⑤大雪警報 ⑥土砂災害警戒情報</p> <p>★河川の水位が警戒すべき水位に達した時</p>	<p>☆区役員全員(連絡対応)</p> <p>☆区連絡所担当市職員</p> <p>☆関係団体長</p> <p>○消防分団 ○防災協力員 (必要に応じ全員招集)</p> <p>○日赤奉仕団</p> <p>☆区居住の市一般職員</p>	<p>☆警戒態勢を強化し、事態の推移により現地活動が出来る体制。場合によっては小規模の災害対策を実施する。</p> <p>☆町の災害警戒本部との情報連絡を円滑に行う</p> <p>◎実施責任者＝区長</p> <p>○消防団：必要に応じて団員招集</p>	<p>(避難準備情報または避難勧告発令レベル程度)</p> <p>★避難情報発令に注意</p> <p>★避難準備～避難開始</p>
災害対策本部体制	<p>★火災や水害などの災害が発生している時</p> <p>★河川の水位が満杯になった時</p>	<p>☆区役員全員(監事含む)</p> <p>☆消防分団長</p> <p>☆区連絡所担当市職員</p> <p>☆防災協力員</p> <p>☆日赤奉仕団</p> <p>☆その他必要に応じた関係団体及び機関</p> <p>☆その他必要に応じた一般区民</p>	<p>☆関係組に分かれて情報連絡活動及び災害応急対策を実施する体制</p> <p>☆本部の全力を上げて適切な災害対策活動に当たる</p> <p>☆行政各関係機関との情報連絡を円滑に行う</p> <p>◎実施責任者＝区長</p> <p>○消防団：全員招集</p>	<p>(避難勧告または指示発令レベル程度)</p> <p>★避難情報発令に注意</p> <p>★避難の実施</p>

※「多羅尾区自主防災組織表 平成25・26年度」に加筆

7.7 各組の避難行動

各組共通の避難行動

- ・各戸で何らかの異常を発見した時点で組長に連絡する。
- ・消防団は見回りをする。
- ・区役員は公民館に集まる。
- ・避難勧告、避難指示が発令されれば、屋外拡声器による呼びかけで、一次避難所へ避難する。
- ・組長、副組長は自組の避難者の人数を把握する。
- ・未避難者の現在地の確認を行う。
- ・未避難者の名を確認後、生存の確認を行う。
- ・更に避難が必要な場合は、二次避難所（多羅尾小学校）へ誘導する。
- ・組長、副組長は、再度自組の避難者の人数確認をする。
- ・指示・命令等の連絡は、区長→組長→(避難所リーダー)→住民とする。
- ・避難・被災状況の報告・連絡は、住民→(避難所リーダー)→組長→区長とする。
- ・防災協力員は高齢者の避難を優先させる。
- ・避難所リーダーは隣の家族の人数を確認する。組長は避難所リーダーに問い合わせる。
- ・問い合わせ先を複数伝えておく（班長、常に地元にいる人）。自主的に問い合わせる。
- ・消防団や危険箇所の近隣の住民は、現場の状況を本部や組長に報告する。さらに、本部は状況から判断し、自主避難を決断する。
- ・独居老人の方は、指定避難所（多羅尾小学校）や一次避難所へ移動する。なお、防災協力員や近隣の住民は避難の支援が必要な場合は、声をかけ支援する。
- ・5、6組は指定避難所や一次避難所まで距離がある場合、避難途中で被災する、あるいは避難経路が土砂崩れ等で寸断される恐れがあることを念頭に置き、避難ができない場合は、各組の避難所や近隣の安全な家屋に避難する。

8. 多羅尾区防災協力員の任務と心得

多羅尾区域内及びその周辺における災害発生、若しくは多羅尾区自主防災活動に限定するものである。

なお、防災協力員の活動はボランティアであり、自分の家族などを最優先し、安全を確認した後、任務に就くものとする。また、活動の危険を感じたときは、速やかに現場から退去し、避難するように心がける。

8.1 災害発生時の活動

8.1.1 隊長

(1) 災害状況把握のための情報収集及び係員への指示

- ア. 人命に関わる情報を最優先する。
- イ. 防災協力員、主に情報係からの連絡を受け、その内容を確認して必要な指示を行う。
(各係員の配置、情報連絡の間隔等)

【注】情報を集める場合、係員等を危険箇所、特に災害発生家屋屋内などへはできる限り立ち入らせてはならない。

(2) 多羅尾区防災本部及び消防団との連絡及び連携

- ア. 防災本部へ状況報告すると共に指示を仰ぐ。
- イ. 消防署及び消防団到着後、防災協力員の活動状況及び災害状況を報告し、防災活動を移管すると共にその後の指示を仰ぐ。

【注】憶測で判断した事項を報告しないこと。

《報告例》

- 1) 防災協力員の活動状況を報告。『初期消火係〇〇名が火災現場で消火作業中』など
- 2) 救急及び救出救護の必要の有無を報告。『負傷者及び逃げ遅れた者や行方不明者が居る模様』など
- 3) 災害状況を報告。『家屋の倒壊、燃えている物、周囲の状況』など

8.1.2 初期消火係

(1) 火災発生時

- ア. 情報連絡係と共に火災発生を付近に連絡する。
- イ. 付近の応援を求めると共に、付近にある消火器及び近隣の消火栓による消火活動を行う。
- ウ. 消火栓が使用不能の場合は、初期消火の範囲内で適切な処置を試みる。
- エ. 消火活動は初期消火係リーダーの指示に従い、個人行動はさける。
- オ. 初期消火係リーダーは、初期消火の範囲を超えたと判断したときは、速やかに消火活動を止め係員に撤退を命じる。

(2) 火災発生を伴わない場合

- ア. 火災発生防止のため、直ちに各家庭に対して火の始末を呼びかける。
- イ. 地震災害では避難誘導係と協力し、危険箇所への立ち入りを規制し、区民を安全に避

難誘導する。

ウ. 風水害等では、災害の拡大を防止するため、側溝の流水維持や土嚢積みを行う。

エ. 初期消火係リーダーは作業中に危険を感じたときは、直ちに係員に撤退を命じる。

8.1.3 情報係

(1) 119番への通報確認

災害発見者または近隣の者に119番への通報の有無を確認する。

【注】未通報の時は、直ちに119番へ連絡する。または連絡を指示する。

《報告例》

『火事か？救急か？』・・・またはその他の災害『家屋倒壊・浸水・崖崩れ・事故』
など

『災害発生場所は？』・・・『信楽町多羅尾の〇〇です。』

『災害の状況は？』・・・『何がどの程度燃えているか（災害の程度）負傷者の有
無は？』

『通報者の住所、氏名は？』・・・『住所・氏名・電話番号』

『誘導者の有無は？』・・・『誘導者の待機場所等の説明』

(2) 付近及び区民への通報

ア. 火災の場合は、火災発生及び類焼の危険を近隣に知らせる。

（消防器具庫のサイレンを鳴らす。）

イ. 地震の場合は、直ちに火災防止を呼びかける。また、災害発生現場の位置を知らせ、
付近の人の協力を求める。

ウ. 防災本部の指示に従い、全区民に避難場所を通報する。

(3) 隊長または防災本部への連絡

ア. 災害発生現場に位置した者は、(1)及び(2)を行った後、現状を確認して隊長または防災
本部に連絡する。

イ. 連絡後、防災本部に集合して、各係員が円滑に活動できるように、情報連絡できる体
制をとる。

8.1.4 避難誘導係

(1) 小規模火災時（避難を必要としないときなど）

火災発生現場の通行車両の誘導など、交通等の安全確保

(2) 避難場所への誘導

火災・災害が発生し避難指示が発令されたとき、または自主判断により必要性を認めたと
きは、防災本部の指示または情報係の指令で混乱無く安全に、防災計画に定められた安全な
場所へ避難誘導する。

ア. 標旗などを携帯し、大声またはメガホンなどを用い避難場所へ誘導を行う。

イ. 避難は予め防災本部が状況をみながら正しい情報の元に判断した、避難場所までの安

- 全な避難経路で避難させる。
- ウ. 避難は弱者を優先し、混乱が起こらないように配慮する。
- エ. 傷病者など単独歩行できない者が居れば、救出救護係と協力して担架搬送などを行う。

(3) 点呼及び人員の確認

- ア. 避難場所への集合後、速やかに点呼を行い、人員の確保や安否を掌握する。
- イ. 確認結果は、情報係を通じ（または避難誘導係が直接）防災本部に報告する。

【注】防災台帳を携帯し、点呼にあたる。

点呼の際、行方不明者などの判断は十分に調査した後とし、軽率な報告を行なってはならない。

8.1.5 救出救護係

(1) 負傷者等の救出活動

- ア. 防災本部から要請または必要に応じ災害発生現場へ出動し、倒壊物の下敷きになった人などを、輸送用資機材を使用して、速やかに救出活動を行う。

【資機材とは】

《例》 救急セット、担架、スコップ、ロープ、チェーンソー、懐中電灯、無線機、リヤカー、等

- イ. 状況に応じて周囲の人の協力を求め、二次災害の防止に努める。
- ウ. 救出が不可能な場合は、現状の維持活動を行うと共に消防署などの出動を要請する。

(2) 救護及び救急車への対応

- ア. 状況に応じて災害現場に出動して応急処置を行った後、負傷者を適切な場所（防災本部など）に搬送する。
- イ. 救急車を要請した場合は、救急車を誘導し救急隊へ必要事項を報告する。

8.1.6 給食・給水係

(1) 小規模災害の発生時（消防署・消防団の消火活動が行われた場合等）

- 必要に応じて、日赤奉仕団等付近の人に協力を依頼し、炊き出しを行う。
- 消防署員・消防団員の休憩所へ炊き出した食料、飲料などを配備する。

(2) 大規模災害の発生時（避難場所などの給食・給水）

1) 自主活動により食料飲料が確保できる場合

- ア. 炊き出しに必要な資機材を確保する。
- イ. 日赤奉仕団等に協力を依頼し、炊き出しを行い、炊き出した食料や備蓄食料を公平に分配する。
- ウ. 水道・井戸・防火水槽または河川上流より確保した水は、必要に応じて煮沸を行い飲料水や生活用水として公平に分配する。

2) 自治体などからの配給による場合

- ア. 水、食料が均等に分配されていることを確認し、分配を受けてない人がいるときは、配給者にその旨を報告する。
- イ. 配給に余裕がある場合は、備蓄用としての確保に努める。

8.2 平常時の活動

8.2.1 隊長

- ア. 区との連携及び対応
- イ. 消防団との連携及び対応
- ウ. 区民の要望及び係員の要望への対応

8.2.2 初期消火係

- ア. 消火器、消火栓の取り扱い方及び、『火』ならびに『煙』に関する知識の習得
- イ. 防火資機材の整備（防災倉庫内の資機材等）
- ウ. 危険箇所の確認と住民への啓発（危険箇所リストの作成協力）
- エ. 消火訓練の実施（消防団との連携）

8.2.3 情報係

- ア. 情報連絡に関する資機材の整備（防災倉庫の資機材等）
- イ. 防災台帳の作成協力及び確認（区との連携）
- ウ. 自治体などからの情報伝達経路の確認及び徹底
- エ. 情報連絡訓練の実施

8.2.4 避難誘導係

- ア. 避難ルートの確認と住民への周知徹底
- イ. 要救護者リストの作成協力及び確認（区との連携）
- ウ. 避難誘導資機材の整備（防災倉庫の資機材等）
- エ. 避難誘導訓練の実施

8.2.5 救出救護係

- ア. 応急手当などに関する知識の習得
- イ. 医療機関等のリスト作成協力及び確認
- ウ. 要救護者リストの作成協力及び確認（区との連携）
- エ. 応急手当などの救出救護訓練の実施
- オ. 資機材の整備及び取り扱い方に関する知識の習得（防災倉庫の資機材等）

8.2.6 給食・給水係

- ア. 炊き出しに関する意識の普及
- イ. 炊き出し訓練の実施

9. 防災訓練

地域の防災総合力の向上、保持を目的として、定期的に防災マップ・避難計画を用いた防災訓練を行う。また、備える訓練を地区の運動会や文化祭時に行う。

(1) 直接的な防災訓練

- ・ 毎年●月頃実施(梅雨季前が望ましい)
- ・ 自主災害対策本部の設置
- ・ 屋外拡声器等による避難放送
- ・ 災害時要援護者の避難支援
- ・ 防災マップを用いた避難
- ・ 安否確認

(2) 平常時における活動による訓練

- ・ 運動会の種目として、土嚢、リヤカー、担架等を用いた種目やバケツリレー競争、大声コンテスト等を行う。
- ・ 文化祭において、多羅尾災害時の経験者の講話、資料の展示、小学生等による劇等を行う。

10. 資機材の管理・補充

組長は、消防団の協力を得て、梅雨期までに、防災倉庫等の資機材が台帳どおり整理されているか在庫数を確認し、資材の不足、機材の更新が必要な場合は、区長へ報告する。

報告を受けた区長は、資機材の補充を行う。

11. 多羅尾区避難計画の更新

地域住民の転出入などにより、区民名簿、災害時要援護者リスト（支援体制含む）などに変更が生じた時は、当該箇所を随時修正し、計画を差し替えるものとする。修正の必要に気づいた区民は、組長等を通じて区長へ報告する。

報告を受けた区長は計画を更新・周知する。